委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月8日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | | |
|------------------------------|---|----------|--|
| | ○知事 | ● 市区町村長等 | |
| 2. 都道府県名 | 香川県 | | |
| 3. 市区町村名 | 小豆島町 | | |
| 4. 届出番号 | 2 | | |
| 5. 独自利用事務の事例番 号 | 65–1 | | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/kakuka/somu/4904.html | | |

執行機関名 小豆島町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの | 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年小豆島町条例第102号)によるひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 小豆島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年小豆島町条例第102 号)によるひとり親家庭等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条 | 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年小豆島町条例第102号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講 じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | この条例は、 <u>ひとり親家庭等</u> について、医療費の一部を支給することにより、 <u>ひとり親家庭等</u> の健康の保持及び増進並びにその <u>生活の安定</u> に寄与し、もって <u>ひとり親家庭等の福祉の向上を図る</u> ことを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年小豆島町条例第102号) 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則(平成18年小豆島町規則第49号) |